

平成 28 年 6 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 28 年 6 月 28 日提出

- 発議案第 2 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 厚生労働大臣, 衆議院議長,
参議院議長)
- 発議案第 3 号 保育士等の処遇改善, 認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書
について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 厚生労働大臣, 文部科学大
臣, 内閣府特命担当大臣 (少子化対策), 衆議院議長, 参議院議長)
- 発議案第 4 号 介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める意
見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 厚生労働大臣, 衆議院議長,
参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第2号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成28年6月28日

提出者	盛岡市議会議員	宮川	寿
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	努
〃	〃	千葉	伸行
〃	〃	中村	亨
〃	〃	鈴木	一夫
〃	〃	藤澤	由蔵
〃	〃	庄子	春治
〃	〃	守谷	祐志

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

厚生労働省は平成 27 年 4 月分から年金を 0.9%増額改定しました。これは、本来なら消費者物価指数の上昇にリンクして 2.7%増額すべきところを、賃金上昇率 2.3%に特例水準解消のためとする 0.5%を減じたうえに、マクロ経済スライドの適用でさらに 0.9%減額し、結果として 0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者、年金生活者など低所得者にとっては、さらに負担が重く、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の収入減は年金受給者だけの問題ではなく、若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安が解消できず、生活に明るい見通しを持つことができないなど、大変深刻な問題です。

年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き上げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金がふえれば地域の消費はふえ、高齢者の医療や介護の負担も低減でき、好循環になります。

よって、国においては、下記事項について実現するよう求めます。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金額を抑制する「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 28 年 6 月 28 日

盛岡市議会

発議案第3号

保育士等の処遇改善，認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書
について

標記について，会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成28年6月28日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	竹花せい子
〃	〃	田山 俊悦
〃	〃	小林 正信
〃	〃	大畑 正二
〃	〃	神部 伸也
〃	〃	遠藤 政幸
〃	〃	伊勢 志徳
〃	〃	佐藤 栄一
〃	〃	中村 一
〃	〃	守谷 祐志

盛岡市議会議長 菊 田 隆 様

保育士等の処遇改善，認可保育所増設のための緊急対応を求める

意見書

2015年4月，子ども・子育て支援新制度（以下，新制度）が施行されました。新制度では保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが，財源確保も含めていまだ十分とは言えません。保育の現場では，実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから保育士不足が深刻であり，増加する待機児童への対応も遅れています。

よって，国においては，こうした事態を解決するためにも，保育士等の配置の改善や給与の改善を早急に実施し，あわせて認可保育所増設のための緊急対策を講じ，必要な財源を安定的に確保するよう強く求めます。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年6月28日

盛岡市議会

発議案第4号

介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める
意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成28年6月28日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	竹花せい子
〃	〃	田山 俊悦
〃	〃	小林 正信
〃	〃	大畑 正二
〃	〃	神部 伸也
〃	〃	遠藤 政幸
〃	〃	伊勢 志穂
〃	〃	佐藤 栄一
〃	〃	中村 一
〃	〃	守谷 祐志

盛岡市議会議長 菊 田 隆 様

介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを 求める意見書

公的介護保険は、1997年に法制化され、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠な公的社会保険制度になっています。

このような中、2015年6月30日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出されています。基本方針では、生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行等の内容となっています。しかしながら、要介護軽度者は、生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々です。このまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使い生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々の多くが全額自己負担となり、生活維持のためにサービスの利用を断念することも危惧されます。

その結果は、介護度の重篤化を招き、逆に社会保障費全体が増大することにつながります。「要介護軽度者に対する給付の見直し検討する」という基本方針は再考すべきです。

よって、国においては、介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年6月28日

盛岡市議会